

議案第52号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定の件

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「もの」の次に「（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。）」を加える。

第8条第1項第1号中「準耐火構造とし,」を「準耐火構造としたもの（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。）」に改め、同条第2項中「準耐火構造とし,」を「準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」に改める。

第27条の2中「区域とし,」の次に「それぞれの区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。）について平均地盤面からの高さとして法別表第4（は）欄の2の項及び3の項に掲げる高さのうちから指定するものは、次の表の中欄に掲げるものとし,」を加え、同条の表を次のように改める。

区 域	法別表第4（は）欄の 平均地盤面からの高さ	法別表第4（に）欄の 号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域		(2)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	4メートル	(2)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	4メートル	(2)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。